

平成24年度 使用料・手数料見直しについて

1 新設の使用料・手数料(主なもの)

(1)使用料 新設なし

(2)手数料

名 称	摘 要
運転経歴証明書の再交付	運転経歴証明書を亡失等した者に対し証明書を再交付することに伴い手数料を設定する ・1件につき 1,000円

2 その他の改正(主なもの)

(1)使用料 改正なし

(2)手数料

名 称	摘 要
(※) 少額領収書等の写しの開示	インターネットを利用した政治団体の収支報告書の公表開始に伴い、関係書類の写しの交付に係る手数料の額等を全国最低に引下げて、情報公開の一層の推進を図る。 <少額領収書の写しの開示> ・開示請求に係る手数料 300円/件 → 徴収しない ・開示実施に係る手数料 (閲覧) 少額領収書等の写し100枚までごとに100円 → 徴収しない (CDに複写したものの交付) CD1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 → CD1枚につき30円 (DVDに複写したものの交付) DVD1枚につき90円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 → DVD1枚につき50円 ほか
(※) 動物取扱業の登録等	他県の状況や必要経費を勘案して動物取扱業の登録等手数料の額を改定する ・登録 11,000円/件 → 15,000円/件 ・登録の更新 8,000円/件 → 12,000円/件
運転免許関係手数料	道路交通法施行令の一部改正により、運転免許に係る手数料の標準が見直されたことに伴い手数料を改定する ・運転免許証の交付 (免許の種類等に応じ、) 1,200円又は2,100円 → 1,100円又は2,050円 ・運転免許証の更新 2,550円/件 → 2,500円/件 ほか

3 見直し影響額

区 分	影 響 額
新設のもの	—
単価改定によるもの	△ 27,040 千円
合 計	△ 27,040 千円

(※) 平成23年11月議会において既に改正し、平成24年4月1日適用のもの